

JHF における諸規定作成管理規程

制定	2002年9月13日	理事会
改正	2003年1月23日	理事会
改正	2018年8月30日	理事会
改正	2019年7月30日	理事会
改正	2024年2月6日	理事会

(目的)

第1条 本要領は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下「JHF」という)が行う諸規定の作成及びその管理方法を定め、諸規定の整合性と保護を目的とする。

(定義)

第2条 諸規定の名称および決議機関については次のように定める

- (1) 定款 JHF総会決議を経、かつ内閣府公益認定等委員会の承認を得、登記したもの
- (2) 規約 定款に次ぐ総会決議規則で理事会決議規則から独立したもの
- (3) 規程 規約に次ぐJHF経営に関わる理事会が決議するもの
- (4) その他 JHF の運営に必要な定め(規則、要綱、要領、細則など)委員会が定め担当理事が理事会に報告するもの

2 諸規定とは前項の全号とする。

(公示の義務)

第3条 本法人が定める諸規定は会員に公示されなければならない。

第4条 諸規定に改廃があった場合は改正の日、改廃の決議機関を明記し速やかに会員に公示されなければならない。

(管理)

第5条 JHF が定める諸規定はすべて原本を事務局が保管し、閲覧可能にしておかなければならない。

第6条 電子媒体を補助的な保存方法とすることが出来る。

(作成要領)

第7条 JHF において作成される諸規定は、条文に上位規定による作成の根拠や目的などを有することがのぞましい。

(公示の定義)

第8条 本要領で言う公示とは、JHF が持つ1つ以上の広報手段によって、正会員に対して改正の内容を公開し、または文書によって配布したことをもって公示とする。

(改廃)

第9条 本要領の改廃は理事会の議決を経て実施する。

附 則

本要領は 2002 年 9 月 13 日より施行する。

本要領の改正は 2003 年 1 月 23 日より実施する。

本要領の改正は 2018 年 8 月 30 日より実施する。

本要領の改正は 2019 年 7 月 30 日より実施する。

本要領の改正は 2024 年 2 月 6 日より実施する。